特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

武豊町は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

武豊町長

公表日

令和3年12月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	予防接種関係事務						
	武豊町は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下で取り扱う。						
	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収等を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法の実施 ②予防接種記録の作成、管理 ③予防接種費用の徴収						
②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、武豊町は、予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む)に関する 事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報に ついて情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。						
	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。						
③システムの名称	1.健康管理システム(予防接種) 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.ワクチン接種記録システム(VRS)						

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項、別表第一 第10項,第93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条,第67条の2					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						

①実施の有無 (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16-2, 16-3, 115-2の項

②法令上の根拠

・主務省令第12条の2,第12条の2の2,第59条の2

(情報照会の根拠)
・番号法第19条第8号、別表第二の16-2,17,18,19,115-2の項
・主務省令第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2,第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

型使备亏4/

請求先

連絡先

郵便番号470-2392 武豊町役場 総務部 総務課

住所:愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

電話:0569-72-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号470-2334

武豊町役場 健康福祉部 健康課

住所:愛知県知多郡武豊町字中根四丁目83番地

電話:0569-72-2500

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
いつ時点の計数か			13年11月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	12年3月16日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評施機関		直点項目評	価書又は全	3) 基礎項目評価書力		
2. 特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシスラ	「ムを通じ	た入手を関	≩<。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱	いの委託]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
5. 特定個人情報の提供・移転	坛(委託	や情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	供を除く。)	〇]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	୍ଷ ବ୍ୟୁ ବ୍ୟୁ	
6. 情報提供ネットワークシ	ィステム	との接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢>1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている	_	
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
8. 監査							
実施の有無	[〕自己点検	[0]	内部監査	[] 外音	·····································	
9. 従業者に対する教育・	李発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていな		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 該当なし (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の17,18,19の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二 16-2の項 ・主務省令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16-2, 17, 18, 19の項 ・主務省令第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署	①部署 健康福祉部 健康課 ②所属長 澤田 由美子	①部署 健康福祉部 健康課 ②所属長 近藤 昭子	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	郵便番号470-2392 武豊町役場 健康福祉部 健康課 住所:愛知県知多郡武豊町字中根四丁目83番 地 電話:0569-72-2500	郵便番号470-2334 武豊町役場 健康福祉部 健康課 住所:愛知県知多郡武豊町字中根四丁目83番 地 電話:0569-72-2500	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署	②所属長 健康課長 近藤 昭子	②所属長の役職名 健康課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅵ リスク対策	無	有	事後	
令和2年3月30日	再実施 Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数 か 2.取扱者数 いつ時点の計数 か	平成27年4月23日時点	令和2年3月16日時点	事後	
令和2年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主教公会で定める事務を定める命令(別表第一	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)番号法第9条第1項、別表第一第10項,第93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第10条,第67条の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二 16-2の項・主務省令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16-2, 17, 18, 19の項・主務省令第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2	・主務省令第12条の2, 第12条の2の2, 第59条 の2	事前	
令和3年3月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	武豊町は、地方税法及び行政手続きにおける 特定の個人を認識するための番号の利用等に 関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従 い、特定個人情報を以下で取り扱う。 予防接種法、愛知県広域予防接種事業に係る 運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指 示、費用の徴収等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①予防接種法の実施 ②予防接種記録の作成、管理 ③予防接種費用の徴収 番号法の別表第二に基づいて、武豊町は、予 防接種に関する事務において、情報提供ネット ワークシステムに接続し、各情報保有機関が保 有する特定個人情報について情報連携を行う。 情報提供に必要な情報を「副本」として中間 サーバーへ登録する。	関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下で取り扱う。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収等を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種活録の作成、管理 ②予防接種費用の徴収 番号法の別表第二に基づいて、武豊町は、予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む)に関する事務において、情報提供ネットワー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ②事務の概要	武豊町は、地方税法及び行政手続きにおける 特定の個人を認識するための番号の利用等に 関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下で取り扱う。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収をを行っている。特定の人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種意録の作成、管理 ③予防接種費用の徴収 番号法の別表第二に基づいて、武豊町は、予防接種(新型インフルエンザの予防接種を別し、各情報提供ネット有もいに接続し、各情報保有機関が保有る特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要なする。	武豊町は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下で取り扱う。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種の実施の指示、資間に基づく予防接種の実施の指示、以下の場合に使用する。 ①予防接種意録の作成、管理 ②予防接種意録の作成、管理 ③予防接種意報の一次で取りを有いて、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事 務 ③システムの名称	2.団体内統合処名ンステム	1.健康管理システム(予防接種) 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項、別表第一 第10項, 第93 の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項、別表第一 第10項,第93 の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条,第67条の2	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16-2, 16-3, 115-2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16-2, 17, 18, 19, 115-2の項	事後	
令和3年12月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年12月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数 か	令和2年3月16日時点	令和3年11月1日時点	事後	